

平成23年度 入札保証金の取扱い

沖縄県財務規則の一部改正により、建設工事の入札に伴う入札保証金は下記の取扱いとなります。

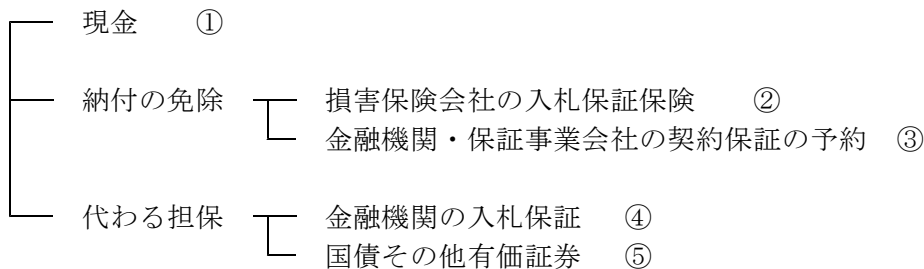
1 設計金額の区分による入札保証金の取扱いについて

- (1) 設計金額が4億円以上
入札ボンド対象工事となり、入札参加者全者から入札保証金等の納付が必要となります。
- (2) 設計金額が1億5千万円以上～4億円未満
過去2カ年間に国又は地方公共団体と2回以上の同種・同規模の実績があれば免除、なければ納付となります。
- (3) 設計金額が1億5千万円未満
契約を締結しないおそれがないと認められる場合は免除となります。

一律納付 (入札ボンド対象工事)
4億円
過去2カ年間に2回以上の実績があれば免除、なければ納付
1億5千万円
契約を締結しないおそれがないと認められる場合は免除

2 設計金額4億円以上の入札に係る入札保証金について

入札保証金等が一律納付となり、下記図の①～⑤のいずれかを納付又は提供することになります。



3 設計金額1億5千万円以上～4億円未満の入札に係る入札保証金について

過去2カ年間に国又は地方公共団体と2回以上の同種・同規模の実績がない場合は、入札保証金等の納付が必要です。

上記図のうち、①②④⑤のいずれかを納付又は提供してください。

4 入札保証金等の納付額について

入札保証金等の納付額は、入札金額に消費税込みの5%以上となります。

また、金融機関・保証事業会社の契約保証の予約については、契約希望金額が入札金額(税込み)以上又は保証金額が入札金額(税込み)の100分の10以上の予約証書となります。

5 提出日時・提出方法について

提出日時や提出方法については、入札公告及び入札説明書に記載します。

6 適用時期

平成23年4月1日以降に入札公告する建設工事から適用します。